

## 愛川町水道事業給水条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由について

愛川町水道事業給水条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。

今回の改正は、給水装置工事の実施に関し、町長が指定した指定工事業者でなければ行うことができないと規定しているものについて、能登半島地震を踏まえ、災害その他非常の場合においては復旧を円滑に行えるようにするため、他の市町村長等の指定を受けた指定工事業者が給水装置工事を行うことができるようとの国土交通省の通知に基づき改正を行うものであることから、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号（法令の制定又は改廃に伴うもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととしたものです。